

令和5年度 沖縄振興特別推進交付金
「第3次久米島町観光振興基本計画～持続可能な観光地域づくり戦略～」
策定事業 企画提案審査委員会 審査要領

1. 目的

本町では第2次久米島町総合計画に基づき、情報発信力の強化、交流文化の推進、観光の振興などを柱とする様々な観光政策を推進するため、平成31年度から令和5年度を計画期間とする「第2次久米島町観光振興基本計画（以下「第2次計画」という。）」を策定し、①島民が主体となった観光まちづくりの推進、②久米島観光の魅力・価値を高めるブランドづくり、③夏のピーク期以外の観光の充実を重点項目として、具体的施策を展開してきたところである。

しかし、令和2年初め頃から世界的規模で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響により、第2次計画で掲げた各施策の展開は、限定的な取り組みに留まるものや成果目標に届かないもの、加えて、コロナ禍による国民のライフスタイルや価値観の変容など、本町の観光産業を取り巻く外的環境の変化が見られることから、改めて、久米島観光の在り方について検討を行う必要がある。

他方、第2次計画では観光振興の実現に向けた体制づくりとして、地域の観光関連団体の組織づくり・仕組みづくりの一環として、DMO（Destination Management/Marketing Organization）設立を掲げ取り組んできたところ、令和2年6月に「久米島版DMO推進協議会」が観光庁による候補法人に認定され、本年5年3月末には「くめじまDMO」として、登録法人化するなど、観光まちづくりの推進体制、仕組みが整いつつある状況となっている。

これらの状況を踏まえ、本業務では、第2次計画で掲げた基本理念や基本方針を踏襲しつつ、現状や課題の把握とその対応策について検討を行うとともに、コロナ禍によって変容した観光産業を取り巻く状況やコロナ禍からの回復を見据えた効果的かつ具体的施策に関して検討を加え、「持続可能な観光まちづくり戦略」としての第3次久米島町観光振興基本計画を策定するにあたり、本業務を「公募型企画コンペティション」により企画提案を募集し、総合的な評価に基づき委託事業者を選定するため、企画提案審査委員会を設置する。

2. 委託業務の概要

- (1)業務名：「第3次久米島観光振興基本計画～持続可能な観光地域づくり戦略～」
策定業務委託
- (2)契約期間：契約締結の日から令和6年3月15日まで
- (3)業務内容：別添「仕様書」を参照
- (4)委託予算規模：8,310,500円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3. 審査委員会

企画提案書を審査するため、審査委員会を設置する。

- (1) 審査員は 6 名以内とする。
- (2) 委員はやむを得ない理由により欠席する場合、その委員が所属する団体や会の中から代理人を定め、出席させることができる。ただしその場合、委員はその者を代理人とする委任状を委員会に提出しなければならない。
- (3) 委員会は、本業務に係る契約予定者選定完了をもって終了する。
- (4) 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- (5) 委員長は、久米島町副町長を充てる。ただし、委員長につく職のものが委員会に参加できない場合は、委員長の承認を得て他のものに職務を代理させることができる。

4. 評価指標

評価採点については提出された企画提案書、予算見積書の応募書類に対し、別添「仕様書」に示す要件の表現方法及び独自提案の優位性について、以下の点から総合的に判断する。

- (1) 企画提案の根拠が明確に示されており、実現性がある提案内容か。
- (2) 履行期間を通した事業計画が立案されており、実際に事業目的の達成が見込める内容となっているか。
- (3) 実施内容を踏まえた実施体制、スケジュールとなっているか。
- (4) 本事業と類似又は同規模の事業を実施した実績を有しているか。
- (5) 効果測定に適した実施・報告方法となっているか。
- (6) 見積額は予算の範囲内であり、かつ明瞭で明確、適正であるか。

5. 企画提案に係る審査の方法

- (1) 提案された提案書については、実施体制、実績などにより提案者が本業務を適正に履行可能であるか、提案内容が仕様書に規定する基準・要件を満たしているかどうか。さらには同等以上の効果が期待できる提案件について、総合的な視点から審査することとする。
- (2) 審査は、企画提案書に対し評価項目を設け、各委員が項目ごとに評価・採点を行う。
- (3) 各評価項目に、重要度に応じた順位付けを行い、1 位 6 点、2 位 3 点、3 位 1 点、4 位以下 0 点として、順位点を集計する。
- (4) 各委員の順位点を提案者ごとに集計し、最も点数が大きいものを最上位者として選定する。ただし、最も点数が大きい者が複数となる場合は、1 位の順位を多く得た者を最上位者とする。1 位の順位を得た者が同じである場合は、2 位の順位を多く得た最上位者とする。
- (5) 上記により判断し難い状況が生じた場合は、委員の合議による。

6. 審査基準

評価項目		評価基準	評価の視点	配点
基本事項	事業者概要・実績	提案事業者の類似業務受託実績	提案者の本件業務に類似する活動実績及び優位的事項が認められるか。	5点
	実施体制及び遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制 ・担当者の類似業務経験 	本事業を適正かつ確実に実施するための業務遂行体制となっているか。	5点
企画提案	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・事業目的や業務内容に対する理解度 ・業務スケジュールの実現性及び遂行性 ・企画の提案力 	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務について十分に理解し、現状、課題を的確に把握した提案となっているか。 ・本事業の趣旨及び考え方が示されているか。 ・現実的で遂行可能なスケジュールか。 ・事業効果を高めるための創意工夫がなされているか。 	15点
	基礎的調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査内容の明確性、実現性 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次計画策定後の観光客の動向や国内外の現状及び、新型コロナウイルス感染症拡大後の観光トレンドや価値観の変化などを把握するための的確な手法が示されているか。 	10点
	各種施策、計画との整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・各種計画との整合性 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や県、久米島町における各種施策、計画との整合性が示されているか。 	10点
	久米島観光の現状把握	情報の取集と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・本町の観光産業を取り巻く現状や課題、将来の見通しに対する考え方が示されているか。 ・現状や課題の分析は適格であり、具体的な解決策や考え方が示されているか。 	15点
	進捗管理手法	第2次計画の進捗管理	進捗管理方法について具体的な手法が示されているか。	5点
	シンポジウム	シンポジウム開催支援	シンポジウムの開催支援の内容が適切か。	5点
	独自提案	独自性	効果的に実施するために必要な独自提案が示されているか。	10点
	価格	価格点 提出書類「見積書」	妥当性	見積額は、予算の範囲内であり、かつ適正か
総合評価	総合評価点	本事業実施における総合的な評価	本事業における総合的な評価	10点